

児童福祉法に基づくすぷらうとこども発達サポート

(多機能型事業所；児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人せんねん村（以下「事業者」という。）が設置するすぷらうとこども発達サポート（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）、放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）、保育所等訪問支援事業（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の多機能型事業所の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

事業者は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児支援事業者、指定障害児相談事業者、指定特定相談事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

事業者は保育所等訪問支援のサービス提供に当たっては、障害児が他の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の心身の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を障害児及び保育所等のスタッフに対して行うものとする。

2 事業所の従業者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児等に対し、支援を必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者はその提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、質の評価を行い、その改善の適切な実施の観点から、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

4 事業者は提供する指定障害児通所支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、当該事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者による評価を（以下「保護者評価」という。）を受けてその改善をはかる。

5 前三項のほか、事業者は児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第71号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

6 事業者は支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 すぷらうとこども発達サポート
- (2) 所在地 西尾市矢曾根町蓮雲寺29番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) **管理者 1名**（常勤職員、児童発達支援管理責任者と兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) **児童発達支援管理責任者 1名**（常勤職員、管理者と兼務）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

・児童発達支援、放課後等デイサービスの場合

(ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思を出来る限り尊重するための配慮をする。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の目標及びその達成時期、心身の健康等に関する領域の関連性、インクルージョンの観点を踏まえた具体的内容、サービス提供の上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセ

メントを含む。)を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上)、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

(カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 児童発達支援管理責任者は、障害児の児童発達支援計画の作成、障害児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。

(ク) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価を行う。また、障害児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障害児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行う。他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

・保育所等訪問支援の場合

児童発達管理責任者は、障害児の保育所等訪問支援計画の作成、障害児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。

(3) **保育士又は児童指導員 6名** (常勤職員1人(訪問支援員と兼務)、非常勤職員5人。うち1人看護師と兼務) 個別支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

(4) **機能訓練担当職員 4名** (常勤職員 3人(訪問支援員と兼務)、非常勤職員 1人(訪問支援員兼務1人) 機能訓練担当職員は、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(5) **看護職員 7名** (常勤職員1人、非常勤職員 6人。うち1人児童指導員および訪問支援員と兼務) で医療的ケア児に医療的ケアを行う。

(6) **訪問支援員 5名** (常勤職員 3人、非常勤職員 2人) で保育所等を訪問し、障害児に対して、他の児童との集団生活への専門的な支援を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 9:00～17:00

(3) サービス提供日及びサービス提供時間

児童発達支援

月曜日から金曜日 9:30～11:45、13:15～15:00

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

放課後等デイサービス

月曜日から金曜日 14:00～17:00

これに該当しない場合(短縮授業等) 授業終了後～16:00

土・祝日及び学校長期休業期間中 10:00～16:00

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

保育所等訪問支援

月曜日から金曜日 9:30～12:30 または 13:30～16:30

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援 5名
- (2) 放課後等デイサービス 5名
- (1)(2) 合わせて1日当たり最大10名

(指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象者)

第7条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

障害児

(18歳未満の重症心身障害児、肢体不自由児、知的障害児、発達障害児、精神障害児を含む)

(指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の内容)

第8条 事業所で行う指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成、保育所等訪問支援計画の作成
- (2) 基本事業
 - (ア) 日常生活訓練 日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
 - (イ) 集団生活適応訓練 コミュニケーション、手話
 - (ウ) 創作的活動 絵画、工作
 - (エ) 健康相談、指導 医療、福祉、生活の相談等、健康チェック、健康相談
 - (オ) 家族支援、生活支援、相談支援、社会生活のための支援
 - (カ) 保育所等の訪問、支援
- (3) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅または学校と事業所との送迎を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援を提供した際には、事業者が受領する費用の額は、厚生労働省大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定める利用者負担額として、利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援を提供した際には、利用者から指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

3 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援を提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給

付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

4 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

(1) 創作活動に係る材料費 実費とする。

(2) おやつ代 実費とする。

(3) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項、契約と利用者からの契約解除)

第10条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の提供にあたっては、事業所と面談の上、サービスの内容に関する説明を受け十分な合意の下、利用契約を締結するものとする。

(2) 利用者は、事業者に対して（7日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

(3) 利用者は、事業者もしくは従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができるものとする。

① 事業者もしくは従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

② 事業者もしくは従事者が第21条に定める義務に違反した場合

③ 事業者もしくは従事者が故意又は過失により利用障害児の生命・身体・財物・信用を傷つける等の重大な事情を生じさせ、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の利用障害児が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(サービス利用に当たっての留意事項、事業者からの契約解除)

第11条

(1) 次の事由に該当した場合を除き、事業者は、利用障害児において、相互の信頼関係を損壊する特段の事由がない限り、本契約を解除することはない。なお、解除を行う場合は30日間の予告期間において文書で通知するものとする。

① 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合

② 利用障害児が病院又は診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込がない場合又は入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合

③ やむを得ない事情により事業所を閉鎖または縮小する場合

2 次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了する。

- ① 利用障害児が他の児童福祉施設等に入所した場合
- ② 通所給付決定期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了する。)
- ③ 利用障害児が亡くなった場合

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、西尾市(佐久島を除く)、安城市及び碧南市とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓

口を設置するものとする。

2 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により愛知県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して愛知県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、愛知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。虐待を受けている恐れがある場合には、直ちに防止策を講じ市へ報告する。

（業務継続計画の作成）

第19条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で想起の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

（ア）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとする。

（感染症等の予防及びまん延の防止）

第20条 事業者は事業所において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように措置を講じる。

2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

（ア）感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。

（イ）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(ウ) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第21条 事業者は、指定障害児通所支援及び指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(ア) 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(イ) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(安全計画の策定等について)

第22条 事業所は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は障害児の安全確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

4 事業所は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

(自動車を運行する際の所在の確認)

第23条 事業所は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行する時は、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。

2 事業所は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としの恐れが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年4回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児等に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月21日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。